

第十三回 参議院文部委員会會議録第二十三号

昭和二十七年四月三日(木曜日)午前十一時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 加納 金助君
高田 なほ子君
相馬 助治君
木内 キヤウ君

委員

木村 守江君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
棚橋 小虎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

政府委員

文部大臣官 相良 惟一君
文部省社会 寺中 作雄君
文部省管理局 近藤 直人君

事務局側

常任委員 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員

説明員

文部省管理局 柴田 小三郎君
文部省管理局 著 法貴 三郎君
文部省管理局 著 作権課勤務 石沢 貞義君

文部事務官 文部省大臣官房 荻野 勉君
文部事務官 文部省大臣官房 荻野 勉君

本日の會議に付した事件

○連合国及び連合国民の著作權の特例に關する法律案(内閣提出)

○教職員の除去、就職禁止等に關する政令を廢止する法律案(内閣提出)

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出頭に關する件

○教育及び文化に關する一般調査の件(講和祝典に關する件)

○學問の自由と大學の自治に關する件

○委員(梅原眞隆君) これより文部委員會を開きます。

最初に連合国及び連合國民の著作權の特例に關する法律案を議題といたします。最初に總括質問をお願いいたします。

○矢嶋三義君 私は國際慣例というものを知らないのですが、國際慣例上から眺めた場合に、この法律案は均衡のとれたものでか、どうですか、その点國際慣例的な立場から御説明を承わりたいと思います。

○政府委員(近藤直人君) この著作權の特例に關する法律でございますが、かような規定はイタリーとの平和條約の際にも大体同じ趣旨の規定がございますので、大体均衡がとれておると考えております。

○矢嶋三義君 極く近い例としてはイタリーの例があるだろうと思つて、書面によつて資料として出して頂きたいと思つております。

○政府委員(近藤直人君) 承知しました。

○矢嶋三義君 次に伺つたいしたい点は、第二條の定義の所で連合軍の規定をしてありますが、そうして更に第六條に關して連合国及び連合國民以外の者の著作權について一つの制約をなしてあるわけですが、現在中華民国というものは語弊があるかも知れないが、要するに台灣政權と單獨講和を結びつつあるわけですが、あれが締結された場合に中國との關係はどうなるのですか。

○政府委員(近藤直人君) 中國とは別個な協定が必要であります。この第二條の連合國の定義の中には含まれておりません。

○矢嶋三義君 まあそういう御答弁があるだろうと思つたんですが、平和條約の第二十五條に關して連合國の定義がございまして、中國は別個にやられるのですか、その点はつきりしました。それから次に伺つたいしたい点は、これは連合国及び連合國民の著作權の特例に關する法律案となつておりますが、日本人が曾つての連合國に對して著作權を持つておつたような場合はどういふ法律で保護されるのでございませうか、どうなつておりますか。

○政府委員(近藤直人君) 只今のような場合におきましては、平和條約の十

四條によりまして、「連合國は、日本の商標並びに文學的及び美術的著作權を各國の一般的事務が許す限り日本國に有利に取り扱うことに同意する。」という規定がございまして、これで行くのだらうと思つております。

○矢嶋三義君 そこで私が伺つておるわけなんです、できるだけとか、或いは有利にというふうな表現をされておられますけれども、この法案で問題になるのは、戰時中に生じた著作權とか、或いは著作權などの存続期間に關する特例、殊に翻訳あたりは更に六ヶ月を延長するといふように規定されておるわけですね。そういう規定が、日本人が持つておるところの著作權についても、全く對等の立場でやられなければ、これは平和條約が兩國の對等の立場で、和解と信頼の基本線によつて結ばれたといふ基本に私は抵触して来るかと思つて、從つてその点を果して責任持てるのかどうか、明確な答弁を要求したいと思つております。

○説明員(法貴三郎君) 説明員として申し上げますけれども、その点につきましましては、今度の立法が平和條約に基く立法であるといふことでございます。それから今御質問になりました点は、日本人としては外國側の取扱に對して權利として主張するといふことはできないと思つておりますが、連合國側が日本のために、日本の著作權をできるだけ尊重するといふことは、平和條約に書き入れている以上は、そういう取扱をしてもらへるものと期待する、平和

條約に基く立法であるといふ点において、結局こつちがこれだけの保護を法律上与えるのだから、向うも法律上与えたらどうかといふことは言えない、こういうふうな状態であらうと思つております。

○矢嶋三義君 和解と信頼で双方の義務を以て締結された平和條約に伴つて、我が國ではこういう關連する國內法律の整備をやるうとしておるわけですね、當然連合國においても、平和條約締結の基本的な考え方からいつて、連合國側におけるところの國內法律も我が國と同様にこういう審議がなされておつて私は然るべきだ、それとのやは均衡において我々はこういう問題を審議しなければならぬと思つて、それはどうなるのですか。と申しますのは、平和條約締結の日においてこれを発効させるといふ平和條約第十四條に基いて、我々は急いでこういう法律をこしらへておる。ところが我が國ではできたが、その後において連合國で立法されて、それが非常に不均衡になるといふような事態が起らないといふことを保証できるかどうか、そういう立場から……。

○説明員(柴田小三郎君) この今提案しました法律は、第十五條の(ロ)によつて、日本國及び日本國民が負つた義務を規定したのでございまして、日本國及び日本國民の著作權が連合國でどうなつておる、どう取扱われるかといふことは、第十四條の今御説明申し上げたそれによつて、連合國の出方を見てからにしなければならぬのではない

わらず、日本では創作の事実によつて著作権が発生するのでございます。この条約は、アメリカのように、そういうふうな定義を持つてゐる、それから持つていないというふうなことが、各国の著作権法の内容が違います。こういう条約であるにかかわらず、今度の立法におきましては、日本の著作権法との関係においては、単に著作権と書くことによつて公にするものも公にしないものも両方とも含まれるという解釈の下に、このたびの案ができてゐるわけでございます。

○高橋道男君　そうしますと、公にならなかつた著作物というものは、日本の国内法においては著作権を認められないものをこの特例の法律によつてのみはそれも認めなくちやならんということになるわけですね。

○説明員(法費三郎君)　今ちよつとアメリカの例を出してしまいましたが、アメリカではアメリカの著作権法は、公にされた著作物に関する法律でございますが、別に判例によつて保護される法体系がございまして、発行されないものは著作権法以外の法制のシステムによつてやはり保護されるのでございまして、そういう点においては日本の状態と同様な状態でございます。

○相馬助治君　局長にお尋ねします。同僚の矢嶋、高橋両委員の質疑で一応明らかにしたやうですが、重要な問題なので重ねて聞いておきたいのです。が、只今議題に供されてゐる法律を制定するということの意味はわかりません。これは当然の仕事でありましよう。そこで今度は日本人が外国に持つてゐる著作権についてはこちらからとやかく言う筋のものではなくて、好意に期待

するのであるという説明も、今の段階においては事実の問題として了解されなくてはなりません。併しこういう権利に関する問題を先方様の好意に期待するとしても、ただ漫然として手を束ねて好意に期待するなどという手は、政府としてはこれはとるべき途でないことも又おのずから明らかだと思ふのです。そこで現実の問題として、本法の成立を機として、文部当局においては外務省その他と連繫の上、積極的に日本人の外国にある著作権をやはり有利に確保するの途が必要であらうと思ふのです。相手があることですから、相手が聞くか聞かんかはそれは勿論問題はあるのでありますが、そういうことにかかわらず、積極的にこれを機会にやはり手を打つべきだと私は思ふのです。先ほど法費さんの説明によると、それは外務省に行つて見てもわからないだらうというけれども、そういうわからないうちからということではなくて、私はそれだけの手を政府がこの際打つべきであらうと、こう考へるのですが、それらに対してはどういうふうに文部省当局として考へておるかどうか、これが第一点です。それから第二点は、連合国側の関連ある人々の著作権を日本の国内において確保するということは、その人たちのだけの問題でなくて、関連するところはやはり日本人、官庁を意味しておりません、これは著作権組合のようなものを私は意味しておるのですが、そういうものの利益或いは権利と抵触する面が具体的に問題として出て来るだらうと思ふのです。従つて本法制定に當つて文部当局はこれらの人々の意思を十二分に参酌

したかどうか、参酌したとするならば、それはどういう方法でされたか、この二点について局長より明らかにされたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君)　只今の御質問に對してお答えいたします。第一点の戦争期間中におけるところの日本人の著作権が連合国に對してどういふうな扱いを受けるか、不利な扱いを受けたりや困るじやないかという御趣旨だらうと思ふのでございますが、誠に御尤もな御意見でありまして、我々としてはましては、この法律ができました後、平和条約の先ほど申し上げました四條の線に沿ひまして、勿論外務省とお話をいたし、有利な協定に参りますように今後努力いたしたいと思つております。

それから第二点でございますが、これまでこの法律を作るに至りました経緯でございますが、勿論民間の学識経験者の意向を十分取入れまして、只今提案いたしました法律を作つた次第でございます。

○岩間正男君　今までの諸君の質問で大部分問題点が或る点は明らかにしたと思ふのですが、それでこの法案を講和発効に伴つて上げるといふふうに一応文部省側では言つて来たわけですが、我々の義務だけを負う面が非常に多くて、それと関連して同時に我々審議して明らかにするといふ点が不明確な限りは、この法案というやつは我々だけで責任を負ふ義務もないと思ふのです。もう一つ著作権組合とかそういう人たちの意見があるのに、これは聞かれていない。当委員会としてそういう責任を負つて、而もこつちが先議でございますしやう。こつちが先議なのに、一日

なんという間に上げることは、私はできないと思ふ。それほど國際的な関連を持つものですからね。そういう点で先ず私は委員長に動議として提出したい点は、どうでしようか、これについて著作権組合のそういう関係者を参考人なり何なりで呼んで、その意見を十分に聞く。もう一つは、外務省がどういふ態度でゐるのか、これを通しておけばこれに従つて外務省のほうでどうするか、こういうようなことでは、いつでも我々は片務的な義務だけを負わされる。そうして全くおかしいやり方です。そうじやなくて、少くとも和解と信頼とに基いておる条約の、而も具體的な実施の面としてどういふものが問題になつて来る限りは、これは國會としてもそういうような形だけで一方的に私は行くことはできない、こういうふうな思ひます。この点慎重にやはり取り運びを願ひたいと思ひます。これはすぐに提案されて大急ぎで上げるといふ性質の法案でないと思ふ。如何です。

○委員長(梅原義隆君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原義隆君)　速記を始め

○岩間正男君　簡単に伺ひたいのでありますが、それはほかでもありませんが、今朝ほどの新聞によりまして、朝日新聞に、今度讀和祝典歌といふものが文部省によつて作られて、うしてこれが歌われる、こういうやうな段階になつて、何か原作者の歌が発表されておる。私はここで一つお聞きしたいと思ひますことは、この原作を

見ますといふと、これはまあ文部省でどういふふうな、これは決定されたかどうかまだわかりませんが、これもお聞きしたいのでありますが、非常に古代調だと思ふのです。この中で恐らくこの斎藤茂吉の原作と言われまう歌が、一休果してこの意味を解する人が日本普通の國語の常識を以て何人いるかという問題です。例へばここに例として、恐らくこの歌だと思ひます「ひむがしに西(あかね)かがよひ」といふことがわかり得るか、「祖先(とほつおや)」と祖先のことを「とほつおや」と言つておる。「生(あ)れし国土(くにつち)あらた代に今こそ映ゆれ見はるかす小野(をぬ)」といふふうな、わざ／＼万葉時代の古語を用いておる。小野のことを「をぬ」と言つて、「小野(をぬ)も木原(きはら)も香(か)ごもりて幸(さきは)ふ」といふものも祝(ほ)がざらめやも、こういう実に莊嚴調なのでありますね、それから「あたらしき朝明(あさあけ)にして峯々(たけ)のときさきへに」、恐らく「そきへに」といふふうな言葉は一体理解できる日本人が百人のうち一人あるかどうかという問題であります。これはやはり古典の教養を持たなければなり得ない。「雲はるか常若(とこわか)の困むらぎもの心さやけく澄みとほる光こそ見め」とは和(のど)にあゆまむ、こういうことでもあります。それで歌詞の問題とこれにかかわりやう一つは復古的な、歌詞だけの問題にやなく、これによつて當然構成されて来るところの觀念、思想、そういうものは非常にやはり何か古代回想的なそういうものに連なつて来る。こゝが非常に私はやはり問題

ただどういふんですか、これは一つの儀礼として歌う意味なのか。国民奉祝歌というからには、単なる儀礼というふうには考えられないのですが、何のために教育委員会あたりにこういつた

ようなわけのわからないような歌を一体送つてやるのですか。私にはどうもわからないのですがね。

○政府委員(寺中作雄君) これは国民奉祝歌というよりも、式典に用いる歌という目的で作られるものでありまして、これを知らせるというところは政府において行うのであるが、地方においてもそれ／＼の方法を以てその地方に道した方法でい／＼祝いの催しが行われることと思いますので、その際の参考にとこれをまあ合唱に用いるなり或いはその他の方法で、歌いたいのと思う人は歌うなり、ともかくこういふものがあるんだということを知らせる程度でございます。

○岩間正男君 じやお聞きしますが、文部省としては奉祝歌として非常にいいものだというお考えですか。ああいうものを国民に歌わせるんですからね、つまり一つの例えは短歌をやつておる者とか、そういう歌をやつておる者がこういふ歌を奏しんでいる分にはかまわない。併しこれは国民大衆の、八千五百万の大衆が、とにかく大部分の人がこれに對してやはり心をわかつて、意味がわかつて、そうして本當にふさわしいと、こういうふうにお考えになりますか。こういった歌は日本人のうち何人理解しておりますか。意味がわからないで歌つておる、今までのおおむみないな歌の方が問題だと思ふ。そういうものをふさわしいとお考えになるのですか。

○政府委員(寺中作雄君) これをふさわしいかふさわしくないかというような批判は、別に政府としてはいたしておるのではないのでありまして、政府として政府の式典に歌つてもらう歌を

作つてもらうには、その作詞者としては現在芸術院会員であり、又短歌会の長老である斎藤茂吉氏が最も適任であるという判断の下に、斎藤茂吉氏にすべてをお任せしてお願いをしたわけでございます。そういう意味で斎藤氏のお作りになつたものを、これを式典に用いようというだけでございます。

○岩間正男君 茂吉氏を選んだというのはこれはどういふわけか、これもわからんわけですが、實際そこまで問題にすればなるわけだ。この歌の「とほつおや」とかこういつたものは、全くそのかみの万葉時代の神国から日本が国を肇めるといふ、こういう時代に何かまつておる、紀元節だとかああいうものと非常に相通じておる。同時に斎藤茂吉氏は高千穂の歌は御承知のように戦争中の作詞者の経歴を持つておるんです。私はそこまで指摘せざるを得ない。高千穂の峰の歌とか、戦争中何百首の短歌を作つて大層戦争に貢献されたことはこれは明らかな事実です。こういう経歴から離れて、私は現在の新しい感覚の中に立つて、そうして短歌を大衆の中の問題として、日本国民の本當の下からの気持を代表する詩人として歌をやられておるなら私は文句を言わな

い。茂吉氏が芸術院会員だろが、短歌の長老だろが、そんなことは問題ではない。ここにできた歌が日本国民のそういう気持にぴつたりするか。そうして日本国民としても、歌にふさわしい一つの自覚を持つておるかどうかというところが問題なんです。我々はこういう権威者とか、そういう実体を置することはできない。いわゆる茂吉氏をく

さすとかそういう意味ではない。併しここに現れた作詞そのものについて問題にしなればならない。これが茂吉氏から離れて、日本のやはり奉祝歌として一つの独自の存在を持ち始めるところに私は問題があると思う。何も個人的な作者の問題ではない、この作品を私は問題にしておる。一体この歌の芸術はこういう芸術になるかという、これは寺中局長も天野大臣も御承知の通り高千穂の歌か何かのこれは芸術ですよ。この中の「とほつおや」とかいふ回想に持つて行つて、あの時代のつまり何と言いますか、戦争中の皇室中心主義に持つて行つて、軍国主義と結び付いたこういう芸術が抜け切れなくて新たな形で出て来ておる、ここが問題だ。新たな問題で、もつと思ふべき問題でなければ、これはどういふふうな考えられておりますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は、これが一般におわかりにくいとかそういう論は、岩間さんの言われることに確かに傾聴すべきものがあると思う。ただ思想的系譜だとかそういうことは私は何もない、そういうことは何も問題にしないでいいと思つております。ただ一般の人にわかりにくいということが確かにあります。併しどういふ歌を作つたつてみんな満足することはないので、必ず議論は出るのだから、私はその見解の違いだと思ふ。やはり日本の国に生まれたのですから、こういう茂吉氏の作品のようなものを国民が味わうということだつていいことじやないですか。これを全部朝から晩までこういふものばかり読ますというのじやないのですから、たまにこういう日

本の古いものを讀む、そういうことを言うならば日本の和歌なども古い、そして万葉調のようなものなどはみんな日本の思想的によくない、極端に言へば、何もたま／＼の機会にこういうないわば國語としては非常な調子の高いものを味わつたつていいのじやないですか。岩間さん、そうやかまし

く言わないでも一つのあれとして見ればいいのだ、僕はあなたがわからんと言われることは、私は確かにそういう点があると思ふ。併しわかる歌を作れば又平俗だといふ批判もあり、いろいろあるので、これを毎日々々教科書としてやろうと言ふのも何でもない、たま／＼こういうものをやろうというのだから、どうぞ諸君、御了承をお願いしたい。

○岩間正男君 文相がわかりにくいといふことを認められたことは一つの進歩だと思ふのですが、これは文相のそういう進歩という意味じやありません、議論の進歩だ。やつぱり内容の問題について、こういうものもこれはたまにはいいのじやないか、こうおつしやるのですが、併し新しい時代の歌のあり方という問題になりますから、これは多く触れませんが、でき

るだけ大衆が広汎に理解し、そうして率直にその歌声を通じて歌声を挙げるときにそれが我々の感情として一緒に出る、こういうところに私は大衆の、少くともそれが国家の式典なんかには歌う歌だつたら欲しい。ところがこういう歌を通じて一体歌つていゝとどういふ歌ですか。實際意味がわからないで、ただこうやつて何とかみだに歌う、こゝろを私は問題にするのです。だからさつきむずかしいというお話の

ように、これはなかなか百人のうち一人しか歌の意味がわからないと思ふ。これが一体本當の大衆的な一つの盛り上がりの中で歌われる歌としてふさわしいかどうか、この問題ですね。そうして又もつとつき詰めて言へば、この歌の内容の問題になつて来るわけですね。こういう点が問題になると思ふ。新しい時代の歌のあり方が問題なんですよ。今までの紀元節の歌を復活させてあれでいいとおつしやるなら議論の余地はないんです。私はそれじやいけな

いんじゃないか。新しい時代が来ておるんだ、今門途をしようとしていゝ、そういう形で歌われる、それは物凄く、「雲にそびゆる高千穂の」といふ時代に戻つて来る、一つの転落なんです。前進だと考えられますか。言葉は通せんでも果して新しい近代の感覚として、その後につつた日本のいろいろの問題について本當につかんではないか。言葉はわからないが非常にいいという御批評もあるかと思ひます。それは個人の主観の問題ですからそれは申上げません。

○矢嶋三義君 私質問申上げないつもりでございますが、大臣の答弁に對しまして私は質問せざるを得ない立場に追い込まれたのですけれども、大臣は高い調子の歌もたま／＼いいではないかというお言葉でございますが、そのたま／＼というのは、新日本の新しい発足をなす平和条約の式典となれば、その意義は私は極めて重大だと思ふのです。而も強制しなくても、文部省の手によつてこれを出されることになりまふと、私は一つのモデル・ケースになると思ふ。そういう意味におきまして、影響性と指導性というものは

我々の想像する以上に私は大きいと思ふのです。そういう観点からやはこの問題は考えなくちゃならんじやないか、確かに私たちが小さい頃、陛下から言葉の賜りまして意味がわからなかつた。その言葉の意味を我々は理解するために、早速一週間或いは二週間を費して先生がたから講義を受けたものでございませう。而もそれが大概時事的に取扱われて、入学試験の問題に出たとかいうようなことを考え、又歌にしまして意味がわかりませんで、何かの行事のときに国家的な歌が制定されますと、直ちにその説明を相当時間かけて教授を受けて、そして歌つておつた、こういうことは戦後非常に批判されて、御承知の通り陛下の我々に賜ります言葉も非常に口語体でやさしくなりました、一般国民でありましたら、人に指導はできなくとも、少くとも新聞に発表されたそれを見ますと、大体陛下のお氣持がわかるというやうな形になつて参つております。

更に奉祝歌と一般の歌とは違ふかも知れませんが、今の国民大衆にうけられる歌といふものは、文学的な立場から言つて調子が低いのかも知れませんが、併しどの歌も歌曲はうまうできておりますが、歌詞は非常に簡単です。例として適當かどうかわかりませんが、非常にうけておるところの三つの鐘にしても、向う三軒両隣りにして、これは適當な例ではございせんけれども、非常に歌詞は簡単でございませう。歌曲も非常に国民感情にぴつたりして、現在の大家諸君から愛唱される。これは私は戦前並びに戦時中の歌のあり方と戦後は大転換しておるものである、こういうふうに思つております。

す。この奉祝歌を平和条約発効に當つて……、私も今朝の新聞を見て、私自身國語専門ではありません。岩間君のやうな分析はできませんけれども、とにかく何のこともわからなかつた。わけのわからないこういう歌を初めて文部省の手で出されるのが時宜に當つておるのかどうか、こういうことは私としてもどうしても賛意を表することができないわけではあります。

更に伺ひたいところは、こういう新しい時代を画するに當つて、強制的になくとも、一つ歌を歌つて、そして新しい日本の門出を国民挙つて祝おう、その意氣を以て、新日本の再建に邁進しようという、こういう一つのきっかけにするためにお互ひの歌を歌うといふことは結構だと思ひますが、それならば私は文部省として公募するべきではなかつたかと思ひます。それが本當の国民から燃え上る歌で、国民がみんな歌えるところの本當に國民ごつての祝祭日に、歌う奉祝歌となるのじやないか。それをともかく斯界の長老と言へば、斎藤先生を指名して、而も寺中局長の言葉を以てするならば、一切任したのでありますれば、斎藤先生から書かれた歌詞には一言も文部省としては嫌を寄れなかつたと思ひます。そこに歌人としての斎藤先生の個性といふか、趣味といふものが非常に多く出ておる。そういう歌詞を新らしい時代を画する奉祝歌として今出されることは果して適當かどうか。さつきから非常に大臣は強く出られたようでありませうけれども、私は本心は、大臣にしても局長さんにしても本心は、お願いしたけれども、出て来た歌詞というものはこれは余りに、これはという

ので私はびつくりされておるのが本心じやないかと思つてございませうが、公募されなかつたこと、今後何か善処される御意思はないか、承わりたいと思つております。大臣の御回答を得たいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 御意見としてよく承つておきます。
○矢嶋三義君 公募の問題は……。
○國務大臣(天野貞祐君) 公募にはいろいろの論があります。公募しますと極く平凡な歌ができる。だから何かいい歌を作るには、或る人に頼んだほうがいいといふ論が非常に強いのです。
○高田なほ子君 大臣にお伺ひいたしますが、只今の答弁の中で非常に私大く考えさせられておる問題は、式典の問題なんです。これは民間でも冠婚葬祭といふことは一つの式典として考へられておりますし、時代の流れに沿つてその式典は合理的に簡素化されて行きつたと思つて。今度の調和発効に際する國民式典も又やはりそういうたやうな時代の流れに沿つて簡素化され合理化されて行かなければならぬと思つておる。ところが先ほど寺中局長の話では、斎藤茂吉さんのわけのわからぬ歌を、これを式典の一つの何でするか、莊重を増す意味ではないでしようが、そういう意味があると思つておる。すが、わけのわからぬ歌を式典の一つに入れるといふやうなことは、その式典を簡素化、合理化させる方向とは非常に違つて来るのではないだろうか。ずつと戦時中もありませうけれども、式典といふのは何かわけのわからないものを持つて来るに莊重な感じを与えるといふやうな誠に神がかり的な考え方から、特に式の目なんかに校長さんなん

かでも言葉を非常に、わからない言葉をわざと使つたものなんです。一つ笑話があるのですが、入学、私の次男が一年に入りましたときの入学式に、天皇陛下のお言葉をいろいろ出して、こういう御趣旨を奉戴して云々といふことを言われた。そのときに家の息子が家へ帰つて来て、お趣旨を奉戴するといふのは何だ、ライオンに攜帶するのとかいふ質問を受けて、私はあいた口が塞らないやうな思ひをしたのです。が、そういうたやうな馬鹿げた過去の姿に戻つたやうな思ひのこと、而も式典がそういうたやうな考えの中に進められて行くことについては非常に私は疑義を持つのです。式典の合理化、簡素化、そしてその式典を通して日本の民主化への道を高めて行くといふことは、やはり文部省あたりの相當にお考えにならなければならぬ点じやないか、こういうふうに考へておりますが、これに対する大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はわからないうちからいとおつしたのです。が、わかりにくいといふことは確かにありますが、先ほど申したやうに、もつと平明であつたほうがいいかも知れませんが、これも、これはよく説明をし解説をすれば人に理解できないものではないのです。わからないうちといふことも、わからないうちといふことが幾ら解釈してもわからないうちなものじやないのです。それで又先ほど申したやうに、毎日やるわけではない。その式典にやつて日本語の美しさといふものを國民が感じるのも私はよいのではないか。先ほどの公募といふお話もありましたが、公募も勿論悪いとは言ひませんが、公募にも

公募の難点もあるのだから、私はこれによいと思つております。
○委員長(梅原眞隆君) 法案の審査に進みたいと思ひますが、御異議ございせんか。それで先ほど岩間君の参考人を呼んでもらいたたいという動議が出ておるのですけれども、どういたしましうか。
○堀越儀郎君 速記をとめて下さい。
○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め

○矢嶋三義君 本日議案は三件ここに上程されておるのでございませうが、簡単に大臣に質問申上げたいと思ひます。
先ず連合國及び連合國民の著作権の特例に関する法律案、これにつきましては先ほど局長と質疑応答を行ひました。これはイタリーの例もございませうので、國際的な慣例という立場から資料を頂いて、更にはこの法律案は平和条約第十五条に基いて出されておるのでもありますが、平和条約は和解と信頼、對等といふ基本線において締結されたものでありますので、我が國の國民並びに我が國の外國に持つ著作権との関連もございませうので、そういう点につきまして、もう少し資料を出して欲しいといふことを要望したのでございませうが、この点につきましては、對等といふ立場から、今後大臣に御善処願ひたいという点を要望して、この点に對する質問は先ほど局長に對していたしましたのでやみませう。
質問申上げたいのはボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基

く文部省関係諸命令の措置に関する法律案、これは二点お伺いいたします。それはこの法律案は一条から四条までありますが、残すのが二つで、あとは廃止するのでございますが、この廃止に関するようなごい法律は、別に出不たなくても、私は平和条約の発効と同時に自然廃止という効力が発生するのではないかと、改めてごい法律案を出さなくてもいいのではないかと考えるのですが、それが一点と、それから、この法律案の重要な分と申しますのは、何と言つても第一条の第一号の学校施設の確保に関する政令、これだと思ひます。これについて大臣にお伺いしたいのは、最近又この接収施設の問題が起つておるようでございますが、そういう具体的なことを質問するのは、準備作業班、これにいたしたいのは、準備作業班、これに文部省関係からも人を入れたい、入るべく努力するといふような発言が會つてあり、又岡崎國務相もそういう見解をちよつとこの委員会で述べられたのでございまして、一昨日の新聞を拝見いたしますと、文部省関係のかたは準備作業班に入つていないようでございます。そのせいか、都内の教育施設の問題が更に起つておるようでございますが、この準備作業班に文部省関係の人も入つて頂くと問題はどうなつてくるのか。これは私は必要ではないかと思ひますので、それをお伺いいたします。これが二点、それから次に、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案でございますが、これにつきまして二点お伺いいたします。その一点は、今後政令六十二号を廃止されます

ので、教職員の適格条件といふものは、学校教育法の第九條、これだけにとめるものと考えますが、相違ないかどうか。それからもう一点は、平和条約発効と同時に、この政令六十二号が廃止になつて、全面的に恩給その他の利益を受ける権利又は資格が喪失された人の、復活するわけでございますが、大臣のお考えとしては、この六十二号の廃止によつて、今まで恩給その他の利益を受ける権利及び資格を失つておつた人が、そういう権利とか資格が復活する、そのことで事足りると考へられておられるのか。と申しますのは、追放されておつた人が積極的に教育界に復活されることを大臣は期待されるのか。それともこういう権利が喪失されておつたのが、平和条約の発効によつてそういう権利、資格が復活する、それだけでまあそういうかたは満足して頂いて、教育界の復活はやはり遠慮したほうがいいというふうなお考えでいらつしやるのかどうか。それをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) その最後の点を私にお答え申し上げます。私はそれは個人的なことだと思ひます。或るかたは復活されることが望ましいでしょうし、人によれば或いは望ましくないという人もいるかも知れないが、それは学校長或いは任命権者の良識によつてきめればよいと思ひ、そういう考えでございます。その他のことは事務関係のことですから、事務局からお答えいたします。

○政府委員(近藤直人君) 初めの第一の御質問は、このボツ勅の關係で、廃止の規定は特にここに挙げる必要はないのじやないかという御質問だと思ひま

すが、この点につきましては、これは経過規定との關係もありまして、やはりここで法律の廃止の規定が必要でございまして、政令を廃止する規定が必要でございまして、挙げたのでございまして。

それから準備作業班に文部省が委員として参加しないのはどういふわけかという御質問でございますが、この点につきましては、前回申上げたと思うのでございまして、勿論外務省のほうに事情をお話したのでございまして、定員等の關係もありまして、事実上緊密なる連絡をするといふことで、一応了解いたしました。なお必要がありましたら、私が参りまして臨時に参加いたしますして、御相談申し上げるということも可能であるといふことに了解いたしております。それがために接収校舎の解除の問題が支障を来たすといふことは、これはないと信じております。それからこれはなにと信じております。それからこれはなにと信じております。それからこれはなにと信じております。

○失嶋三義君 担当者じやない、これは基本的な問題ですよ。事務的な質問じやないんですよ。

○説明員(石沢貞義君) 適格審査の問題でございまして、この政令が廃止になりますれば、今までにやりましたような適格審査の制度はなくなるわけでございます。

○失嶋三義君 それはわかつております。

○説明員(石沢貞義君) それで、まあこのあと就職することが自由となるわけでございます。それでお話のように通格条項は学校当局のほうでやり、私のほうでは何ら關係はないのでござい

ます。私のほうでは關係ない……。

○説明員(石沢貞義君) 適格審査はなくなるのでございまして。

○失嶋三義君 それを言つておるんじやないんですよ。これは大臣に私は伺いたかつたのですが、大臣でなければ局長が当然答弁されなかつたらんと思うのでありますが、政令六十二号がなくなれば、適格審査は中央、地方を通じてなくなるのは当然でございまして。そうなりますと、結局教職員の適格条件ですね、裏返せば欠格条件、そういうものは、学校教育法の九條のみになると私は考へますので、これは念のためにそうなのかといふことを伺つておるわけでございます。これは適格審査委員の關係事項ではございせん。それが一点、それからもう一点は準備作業班の問題でございまして、これは文部大臣から直接に御答弁願ひたい。これにつきましては、先般の委員会、司令部が当初埼玉に移転されるように伝えられておつたのが、都内にお残りになつたことが発表されて、その当時私は大臣に、どういふ事情で埼玉が都内になつたのか、都内になれば教育施設が返還されるような危険がありはしないかといふことを御質問申し上げたところ、その当時大臣は、自分の所管事項でないからと言つて私の質問を蹴とばされたわけでございます。それからその当時から作業班の問題が起りました、作業班は重大だから是非文部關係のかたがお一人お入りにならないければ問題が起るのじやないかといふこともお互いから警告され、努力されるという御答弁が文部省

側からあつたわけなんです。果せるかな、先般高田委員から具体的に質問されましたけれども、新らしく接収される危険にさらされておる都内の教育施設というものが出て来たわけなんです。今後のことも考へますと、局長は非常に責任を持つて十分やれるといふような力強い答弁だけはされておりますけれども、私は文部省としては強硬にこの作業班に文部省關係者を入れるべく折衝して実現するべきだと考へますが、過去において大臣がそういう点に努力される御決意があられるかどうか。これを私は大臣から是非承りた。その二点と、もう一つは、さつき平和条約の発効と同時に云々といふことをお伺いいたしましたのは、平和条約が効力すればとにかく第二条以下といふものはこれは自動的に効力がなくなるから、私はあえて、十五日までに講和条約が効力するから、十五日までに是非とも法案を上げなければならぬといふ性質のものではないか、これはいかと考へますので、そういう角度からお伺いしておる。この三点、重ねて御答弁願ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 適格条項は、今お尋ねの通り、学校教育法の九條のみになつてございまして。

それから今の作業班に加わるということとは、岡崎さんもいつでも入つておるのだ。こゝういふふうには思つておるのだ。けれども定員等の關係があるから、事実上はやるけれども、形式上は入つていないといふだけのことでございまして。それからそういう新らしく接収されるというふうなことはどうい

うことであるか、いつでも私に相談があるということに、若し予備隊などの場合ならあるということに大橋さんとも話がしてあるのです。その他のこともおほほかの方法を通じて、私はもつと促進することを実はやつておるようなこと、その点は自分らができただけのことではしておるといふことを御了承頂きたいと思つております。

法律の施行規則の問題は、一つ局長から……。

○政府委員(近藤直人君) お答えいたします。平和条約に規定がございますので、必ずしも条約の発効前にやる必要はないと思ひますけれども、併しなからできますならばその前に上げたいと思つております。

○委員(梅原眞隆君) このほかに大臣に対する御質疑はありませんか。それではこれで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後二時二分開会

○委員(梅原眞隆君) それではこれから文部委員会を再開いたします。

それでは先ほどの著作権の法案に關しましては参考人を喚ぶことにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(梅原眞隆君) それではさう取計らいます。そしてその資料を求め、それから参考人に聞く必要があるのだ、この法案はこの次に審査に入ることになります。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(梅原眞隆君) それでは教職員、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案を議題といたします。

これに対する一般質問のあるかたは御質疑を願います。

○矢嶋三義君 お尋ねいたします。ここに只今問題となりました法律案が提出されておりますが、それはこの教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に關する規則の別表の第一に十二項に亘つて該事項が掲示されておるわけですが、例へばその別表第一の第一項を見ても「講義、講演、論文、著述等言論その他の行動によつて」或いは「侵略主義若しくは好戰的国家主義を鼓吹し、又はその宣伝に積極的協力した者」或いは「民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣伝した者」或いは自由主義者を「迫害又は排斥した者」とか、それは例でござい

ますが、さういふ基準があつて、それによつて今までいふゆる教職員の除去、就職禁止というものが行われていたわけですが、このたびこれを廃止する法律案がここに提出されるということとは、もう少し具体的に言ふならば、侵略主義とか或いは好戰的国家主義とか、さういふものを積極的の鼓吹するといふようなことは、もうこの段階になつては別に制約しなくてもよろしいと、さういふ角度でこの法律案は提出されておると、さういふふうに法律案の精神的なものを酌み取つてよろしいのかどうか、その点お伺ひいたします。

○説明員(石沢眞義君) この点につきまして、占領下においてポツダム宣言を元としてやりましたところの制度は廃止したほうが適当じゃないかといふことで、廃止することになつたのでござい

ます。矢嶋三義君 占領下にポツダム宣言に基いて出されたさういふ政令が廃止されるのが適當ではないかといふので提案された、まあそれだけのことは了解しますが、もう少し内容的に私は承つておるわけなんです。それは或いは軍国主義とか或いは極端な国家主義とかいふものを、さういふ考えを持ち或いはそれを實踐に移した人、さういふ人を公職或いは教職から追放して来たわけですね。この段階になつてはさういふものは必要ないといふお考えなのか。それとも軍国主義とか極端な国家主義者といふものは、飽くまでも公職にもあつてはならないし、教職にもあつてはならないといふ考えの下に、この廃止法律案といふものは出ておるのかどうか、そこをお尋ねいたしたい。

○説明員(石沢眞義君) ポツダム宣言によつてやられたこの制度は、占領軍が撤退するといふことでポツダム宣言の条項は達成せられたものと解釈しておるのでござい

ます。従ひましてポツダム宣言に基きましてやらされたこの制度は、やめるのが適當でないかといふ工合に考えたわけではござい

ます。矢嶋三義君 さういふ考えで、この法律案を出されちやお話にならないです。私は駄目押しをしておるわけですが、私が伺ひしておることは、今後我が国において、今までの規定されておつたような軍国主義とか超国家主義といふものは、これは排除して行くのか、それともさういふものは排除しないといふような立場で出されておるのかといふことを承つておるのです。私の見解を以てするならば、さういふこと、さういふ法律或いは

施行規則で縛られておつたことは、獨立して對等の立場に立つた我が国として、その誇りから許されたい、そこで平和条約の発効と同時に、この政令關係のものを全部廃止する。けれども我が国の新憲法を守つて行く立場から、今後のこの教職員の就職に關しまして、今までさういふような細則でずつと謳われておつた極端な国家主義或いは軍国主義、さういふものを鼓吹し或いはさういふ考えを持つておる人は、飽くまでも排除しなければなら

ないといふ私は基本的な考えといふものは、敵としてあるんであつて、さういふ点は獨立後にさういふ政令がなくて、自主的にその点は徹底的に、更に積極的にやつて行くのだといふ考えが前提にしかあつて、さうしてこれは私は、さういふ政令の廃止といふものは提案されたものと、又さうでなければならぬと、さういふ私は見解を持つておるのでござい

ますが、その点如何なるものでござい

ますか、はつきり……。○説明員(石沢眞義君) その点につきまして、どういふ人を採用するか、さういふ極端な人を採用しない、軍国主義者といふようなものを採用しない、さういふことの決定は任命権者並びに採用権者のかたにお任せしたいといふのでござい

ます。矢嶋三義君 それは任せるにしまして、法律案を出す以上はその法律案の狙つておるその趣旨といふものは、精神といふものはつきりしてないければ、實際文部省の人事課或いは地方の教育委員会が實際人事行政をやる場合に、私は戸惑ひを起すと思ふのです。ですから私はここではつきり伺つておることは、今後といへども教育界において軍国主義者とか或いは極端な国家主義者とか或いは自由主義者を迫害するやうな、さういふ思想を持ち、更にさういふ行動をしたやうな人物、さういふやうなものを教職に就かせるのか、さういふものは自主的に飽くまでも排除して行くといふ方針なのか、そこを承つておるわけ

です。○説明員(石沢眞義君) その点について自主的に申しますといふと、まあ教育委員会がたつた教育委員会では或いは……。

○矢嶋三義君 いや、あなたの考えを承つておるのです。○説明員(石沢眞義君) さういふうな任命権者において自主的にやるということ、文部省としては、その点には関手しないといふことではござい

ます。○矢嶋三義君 文部省としては関手しない……ちよつと速記をとめて下さい。○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて。〔速記中止〕○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め

げたいと思います。

○矢嶋三義君 もう一点伺いたいと思いますが、先ほどあなたのところの職員は十六人いる、中央の道格審査委員会が廃止されると同時に文部省に吸収される見込みだということを承知されましたが、若しこういう人が退職されるような場合、これは先国会で通過した定員法に基づく職員の給与の取扱、ああいふものを適用されないかどうか、それが一点と、それから地方の道格審査委員会には定員を予えていないと話されましたが、事実上専任に二人二人いると思うのですが、こういう方面の退職される人への取扱といえますか、思いやりというのですか、そういうものをどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(相原惟一君) 最初の点につきましては、昨年各省の行政整理の計画を立てた際に、公職道格審査事務も縮小される。現在のように事務を全然廃止するということは当時まだ考へておりませんで、事務の縮小は予期されておりましたので、その半減を六月三十日まで、即ち行政整理が終了する期間までに落す、それ以降は省内での配置転換をする、こういうふうにきめております。現在のところまだ事務が、委員会も残っておりますし、それから六月三十日まではまだ残務整理もあるわけでございます。それでありますから退職人員というふうに見込んでおられます。その半減は別といたしまして、残つております人たちにについては、行政整理の対象とは考へておりません。でありますから、普通よりも多く退職金をもらふというところはあり得ないというふうにお考へております。

す。第二の点につきましては、これは石沢室長からお答えしたと思ひますが、大体道格審査の仕事は、地方では大体地方課であるとか、庶務課等では市立学校等の事務と一緒にやつておりますので、この仕事が廃止されたから行政整理その他の問題は起つて来ないと思ひております。

○矢嶋三義君 最後は何いいたいと思ひますが、公職道格審査に伴う法律の廃止とか、或いは教職員の除去に関する政令の廃止、こういうものが平和条約の発効と同時に現われて来るわけですが、私は戦争責任といふものを言つた、これは当時一億総懺悔といふことを言われましてけれども、それは勿論軽重はあるかも知れないですが、戦争責任といふものは現に私はあると考へるのです。我が国が平和条約の発効によつて独立した機会に、独立後においてもそういう制約があるといふことは、民族としても、又個人としても、まあブライドが許さないからそれは解除するだけであつて、私は公職であらうが……、特に教職においては私は戦争責任といふものは何人かにはあるし、それは厳としてやはり自主的にあらしめるべきだ、それが私は新憲法を守り、又日本の新しい平和的な民主国家の建設といふことにおいては欠くべからざるものだと思うのです。平和条約発効と同時に、そういうものは一切ないのだ、戦争責任といふものは誰もいないのだ、あれはやつぱり当然だつたのだというように私は若しも考へる国民があつた場合は、これは再び軍国主義といふものも大した時日を要せずに再興して来ると思ひます。それでは私は太平洋戦争の禍いを転じて福となすといふこと

は絶対にあり得ないと思ひますが、そういう基本的な考へといふものがはつきり提案者のほうにも出ており、又そういう趣旨といふものも、国民全般に私は徹底しておかなければ、今後の日本の動向上私は非常に心配されるわけなんです、これは政府提案にかかつていふのでございすけれども、一体政府としてはどういふふうにお考へになつてゐるか、その点承つて、私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○政府委員(相原惟一君) 若し教職者の中に戦争責任を負うべきものがあると思ひましたとして、それらの人々は勿論再び教職に関係すべきでないと思ひます。そういうためにはどういふような特別な制度を作らないでも、制度を存続しなくても任命権者の良識で以てそういう好ましくない人が教職に就くことを阻止することができると私は考へております。

○矢嶋三義君 戦争責任といふものを、あなたはどうか考へてゐるか。近頃は戦争責任者がないうちに、といふふうにお考へてゐる国民が多いのです、それをどう考へていらつしやるか。こういう法律を出される以上、一つの考へ方があると思ひます、それを承知したい。

○政府委員(相原惟一君) 矢嶋先生の言ひはつきりいたしませんけれども、この道格審査の制度の対象でありましたところの、極端な国家主義者であるとか軍国主義者といふものは、或いはその戦争責任者であつたといふことになるかも知れません。そういう人たちは就職を勿論阻止すべきだと思ひ

ます。それには今後どういふような制度でなくとも、任命権者の良識を以て行動するならば、そういう戦争責任者が就職に関係することを阻止することができると私は考へております。

○岩間正男君 大体矢嶋君の質問で尽きてゐると思ひますが、やはり最後に質問された点が非常に重要な問題だと思ひます。そこで私は二点伺いたいのですが、大体今度のいわば追放解除、こういうことによつて、こういう人たちが今日の置かれてゐるこの情勢、言ふまでもなくこれはジャーナリズムなんかでは逆行だといふことを言われ、そして軍国主義的なものが非常に復活しております。これは敵うことのできない事実です。こういう態勢の中で、やはり軍国主義復活の一つの要素になるのじやないか。併しそういうのを抑える方法が、併しこれについては文部省は今言つたような任命権者だけにこれは任してできる、こういうふうにお考へていられるのですか。任命権者にこれは任して、十分にそういう精神を徹底することができ

る。これに対する保証が私は弱いと思ひます。そういうことだけではこれが再び軍国主義の母体になる可能性を持つて置けないか、こういう点に対する措置としては、文部省はこれだけで十分できるというふうにお考へておられるか、この点伺いたい。

○政府委員(相原惟一君) 岩間先生の言ひはつきりいたしませんけれども、おつしやるように、再び軍国主義者であるとか、或いは極端な国家主義者が教育に関係しない、そういう保証をするために現在のような制度を存続させることも、文部省は十分に研究いたしました。併しながら結論をいたしま

しては、そういう制度を設けることと、それからそういう制度を廃止して、今後任命権者の良識に待つといふような、そういうこととの間の、一つの利害得失を十分研究いたしました結果、やはり従来のような占領政策に基くところの教職道格審査制度といふものはこれを全廃する、そして、あとは任命権者の良識に待つのがいいのではなからうか、そういう結論に到達したならばこそ、今度こういう法案を提出するゆゑんでございす。

○岩間正男君 この点は議論になりますから、そのところはもういろいろ意見を述べ合ふことはやめるわけですが、併し文部省の今までの行政の中で、この欠格者を事務的に取扱う、形式的な方法で以てきめられた基準で、やつて行くといふことであつたんですか、どうですか。併しこういうような欠格者を新たに採用することができるといふ条件ができたんです、それが、そういうときに、今までとにかく追放されたといふのは、それだけにつきりした理由があつたわけですが、そういうものに対する一つの何といひますか、これは大きくいへば文部省の政策の中で、これをその後のいふ／＼な当人の変化といふものについてこれを調べるとか、そういうようなことはなされたことではないわけですね、全然それはないわけですね、ただ形式的には一応追放されて……、そしてそれについて、その傾向とか、それからその後の行動といふものについての調査といふものはないわけですね。それから今度のは、今度の平和条約の発効に伴つて総括的に全部解除する、こういう形で、そこに積極的にそういうような人たちが

のその後の動向、そういう動き、そういうものについては何ら積極的に文部省としてはそういうものを調査するか、或いはそれに対してとにかく意を用いて、文部省のほうから積極的なやるといふ、そういう政策はなかつたわけですね。

○政府委員(相良惟一君) 相当多数の、現在までの制度によつて不適格者を出したわけですが、それらの不適格者につきましては、現在まで、先ほど申しました通り六百七十名だけを残して、大体すべて解除の措置をとつたわけでございます。で、解除の措置といふのは、御承知でございます。ようけれども、文部省に設けられております中央教職資格審査会で審査したわけですが、その際やはり追放後の動向といふようなことにつきまして、文部省としては再審査の資料として調査した事実はございます。

○岩間正男君 この六百七十人というのは、どういふ内訳になつておるんですか、六百七十人の内容はわかりますか。

○政府委員(相良惟一君) 六百七十人の内訳を申し上げますと、そのうちの四百八十名というのはいわゆる職業軍人でございまして、残余の百九十名、これは戦争犯罪人が十四名、占領政策違反というのが十六名、それから残余の百六十名と申しますのが団体等規正令によつて解散された団体の役員が百六十名、こういうことになつております。

○岩間正男君 その百六十人のうちにはどういふ役員がありますか、その解散された団体の役員といわれますが、具体的に伺ひたい。

○政府委員(相良惟一君) 例えば旧朝鮮、そういう旧朝鮮なんかが入つております。

○岩間正男君 旧朝鮮の日本の先生ですね。

○政府委員(相良惟一君) 朝鮮人の先生もあつたと記憶いたしております。

○岩間正男君 入つておるんですか、朝鮮人も、それから全部旧朝鮮ですか。

○政府委員(相良惟一君) この団体等規正令の条項に該当いたしました団体といふのは朝鮮だけでございます。

○岩間正男君 そうすると、この旧朝鮮といふような人たちは団体等規正令の適用を受けたという関係で、これだけは特に残されるわけですか、これはどうなんですか。それについてはその後動向なりを調査されて、そうしてできるだけ、こういうものは解除されるならば私は同時に解除するのが至当だと思ふ、そうして。一方では今までの過程の中で追放された人たちにいつてはいろいろ審査をされて、その過程で動向を調べた、こういうことですが、けれども、解放されたそのときの役員とか何とかで、追放になつたそういう人たちの動向についても、これは同時に調べておるのであるか、そうしてこれについては、どういふような具体的な方法で以て今度の解除に向ふのか、このことを伺ひたい。

○政府委員(相良惟一君) 現在若しこの法律が通りまして、施行されるまでの間は依然として再審査制度が存続するわけでございますので、その期間中にできるだけ解除の措置を講じたいと考えております。これはやはり関係方面の了解を求めなければなりません。

○岩間正男君 今ほどういふところだけ選りなつたのはどういふ理由なんですか。私は同時にこれは少くともやるべきじゃないかと思うのです。まあこの解散に該当した問題については内容的にはこれは議論しませんが、議論すれば長くなる……、少くとも同時に、こういうことは政府のほうで努力してやらなければ非常におかしいと思ふ。もう一つは占領政策違反といふのが十六人残つております。これは占領政策違反の問題も、恐らくこれはいろいろ問題で今度は不問に付せられることになるだろうと思ふ。そうしますと、こういうものについてはこれはどういふふうにするのであるかこの二点。

○政府委員(相良惟一君) 解除の措置を講じますのは、先ほど申しました通り関係方面の了承を得なければなりませんので、私もどなたもいたしましてはすべて同時に解除の措置を講じたいと思ひまして、すべての材料を関係方面に提出しておりますが、先方の了解を得ましたものから順次解除の措置を講じたわけでございます。さういふ関係からまだ残つておりますが、これらにつきましても従来と同じ措置が講ぜられるように折角努力中でございます。

○岩間正男君 今ほ考慮中で努力をしておられる、こういうわけですか、これは向うで考慮中で、そうしてこれについて努力をしておる……。

○政府委員(相良惟一君) その通りでございます。文部省といたしましては、できるだけ一人も未解除者が残らないように講和条約発効までにそういう努力を継続して行きたいと思ひます。

○岩間正男君 見通しはどうですか。

○政府委員(相良惟一君) 現在までのところはまだはつきりいたしておりません。できるだけ努力しております。

○相馬治治君 公職資格審査委員会を通つたものでも教職資格審査会を通らなかつたものがあつたことは御承知の通りであります。これはやはり私は今度の解除についても与える影響が大分違つて来ると思ふのです。で、この法令に連関して一点伺つておきたい点は、公職資格審査委員会の判定によつて追放されてしまったものが、解除されて今度は何か役職に就く場合に、例を以ていたしますれば当参議院の専門員にこのかたが就任するに付しても、委員会において一旦追放されたかたであるという立場から、我々は慎重に議論し、そうしてその追放された当時の役職といふものを勘案し、妥当でないかたに対しては我々はこれは否認して参つたわけですか。又選挙に立つ場合には一般の公衆がその人を審査する、解除されておられるけれども議員として妥当であるか妥当でないかといふことを、やはり公衆の決定によつて、いわゆる投票という手段によつてその人を審判すると思ふのです。ところが、教職員の除去、就職禁止等に関する法令が廃止されまして、一人も残らず再び教職に就き得るやうに相成るといふことは、その関係ある人々のためには私は非常に喜びに堪えませんが、同時にそれらの人が著書その他によつて非常に戦争を煽り、日本の誤まれる軍閥當時の考え方の期間をしたやうな者が依然として自分の偏見を改めることなく、ただ時間的経過を辿つて今日に至り、突如として自由の身となり、そして一任命権者によつて任命されて、再び或いは大学教授等の職に就くといふことになりましたれば、法律的にはいささかも差支ないかも知れませんが、私も、私は新日本建設という段階からは事は極めて重大ではないかと思ふのです。で、その一つの具体的な実例を挙げますと、私は三日ほど前に或る大学の教授に会いました。ところが、その人の話によると追放されていた人で、極めて考えの偏狭な人が先般解除になつて、今度突如として主任教授として返り咲いておる。で、私たちが何がかかわりません。こういうことを若い学徒である教授が言つていたわけなんです。私はここでその名前を申し上げませんが、必要とあらば文部省に個人として申し上げてもよろしいのです。そういうふうにいたしますと、私はその法律案に連関するのでありますが、一体文部省はそれらに対して今後どういふ指導をされ、どういふ道義的な意味において国会の責任を果たせんとするのであるか、それらの用意があらばこの際承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(相良惟一君) こういうふうな一般的な就職制限の制度が廃止されますと、先ほどから繰返して申しますように、任命権者の責任といふのが従来より非常に重くなつて来ると思ひます。私どもはいたしましては、文部省を講じまして、このような制度がなくなつたその結果、困つた事態が生じるというふうなことがないように、でき

○岩間正男君 今ほ考慮中で努力をしておられる、こういうわけですか、これは向うで考慮中で、そうしてこれについて努力をしておる……。

○政府委員(相良惟一君) その通りでございます。文部省といたしましては、できるだけ一人も未解除者が残らないように講和条約発効までにそういう努力を継続して行きたいと思ひます。

○岩間正男君 今ほ考慮中で努力をしておられる、こういうわけですか、これは向うで考慮中で、そうしてこれについて努力をしておる……。

○政府委員(相良惟一君) その通りでございます。文部省といたしましては、できるだけ一人も未解除者が残らないように講和条約発効までにそういう努力を継続して行きたいと思ひます。

○岩間正男君 今ほ考慮中で努力をしておられる、こういうわけですか、これは向うで考慮中で、そうしてこれについて努力をしておる……。

○政府委員(相良惟一君) その通りでございます。文部省といたしましては、できるだけ一人も未解除者が残らないように講和条約発効までにそういう努力を継続して行きたいと思ひます。

○岩間正男君 今ほ考慮中で努力をしておられる、こういうわけですか、これは向うで考慮中で、そうしてこれについて努力をしておる……。

○政府委員(相良惟一君) その通りでございます。文部省といたしましては、できるだけ一人も未解除者が残らないように講和条約発効までにそういう努力を継続して行きたいと思ひます。

よりでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案を問題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 全会一致でございませう。よつてポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにしまして、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成なされたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

加納 金助 相馬 助治
高田なほ子 堀越 儀郎
木村 守江 棚橋 小虎

高橋 道男 岩間 正男
矢嶋 三義

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め下さい。この学問の自由と学園の自治に関する問題につきましては、先ほどお手許に廻した文案で集約することにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それでは私から、先ほど懇談の時に朗読しましたが、委員会が改めて朗読いたします。

今次の東大事件に関連して、本委員会は学問の自由と大学の自治について、数次にわたり、関係者の意見及び証言を聴取し、審議を重ねた結果、茲に左の諸点を明確にし、もつて関係当局に対し、今後、十分なる善処を要望するものである。

一 思想の自由、及び学問の自由は、憲法第十九条、及び第二十三条によつて保障される、国民の基本的権利であり、文化国家の基礎条件であることは、言をまたない所であるが、現下、わが国の状況において、其の重要性を政府当局に對して特に指摘しなければならぬ。

二 従つて、警察権をもつてする、思想の取締、特高警察の復活に類するような行動は、嚴重に排除されねばならない。

三 大学は、真理の究明、学問の研究を其の最高職分とするものであつて、大学の自治は、大学の生命

ともいうべき、この学問研究の自由を達成させるために存するものであるから、其の法的根拠は、学問の自由と同じく、憲法第二十三条にもとめうるものであると共に、この大学自治は、既に一般に承認され、かつ、確立された社会的伝統であるといわねばならぬ。

四 もちろん、大学の自治も、治法権的な特権を意味するものではない。しかし、警察が、いわゆる治安維持の名において、学内において、一般的に警察権を行使しようとするとすれば、大学の自治、ひいては学問の自由を全く否認することと異なるところがない。

五 昭和二十五年七月二十五日附、「次官通達」は、警察権に対する、この大学自治のいわば最小限の要求を示すものであつて、今後、両者の限界線に関する適切、かつ妥当な基準であることを確認する。

六 ただし、この「通達」の運営に際しては、今次東大事件に類する不祥事を繰返さないために、学校当局と警察当局とは、平常、十分な意思の疎通と、緊密な協力関係を確立しておく必要があり、また、所轄警察署の、責任者及び担当係官の選任に當つては、警察当局は、その適格性を慎重に考慮すべきものである。

七 大学が、自己に認められた、学園の自治を擁護するためには、学校当局のみならず全教員も関心と責任をもつて、学生の教授と指導に任じ、学生もまたこれに応

え、相協力して、秩序を維持し学問研究に相応わしい平和な環境を確立することによつて、大学自身、その自治能力を証明しなければならぬ。

そうして、これは文部大臣及び法務総裁にこれを送りまして、強く要望をして、その回答を求めることにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) さように取計らいます。

○相馬助治君 この際私は、当委員会の専門員室に次の作業をやつて欲しいと思ふのです。というのは、この問題に關して参考人として、委員長が本院にお喚びしたかた々々に、委員長名を以て只今決定された意見書を全部参考として送つてやつたらいいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) 今の相馬さんの御動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) さように取計らいます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めして下さい。

○岩間正男君 附則の第二項ですね。「他の法令に別段の定めのある場合を除く外」とありまして、そのあとの「この法律施行の日において公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。」というところなのでありますが、「他の法令に別段の定めのある場合」というのは、先ほどの六百七十八人に対しては、団体等規正令とか、政令第三百二十五号とか、こういうものが問題になるわけ

ですね。あと軍人の追放解除、いろいろ制限、こういう法令が同時に、発止されるのじやないですか。今のところ殆んどその見通しはつきりしておるのじやないのですか。そうすれば当然これは今の六百七十八人についてもこういう権利は取得される、こういうふう

に解釈していいですか。

○政府委員(相馬一君) ここで「他の法令に別段の定めのある場合」というのは法令とは、これは軍人、軍属の恩給を停止いたしました昭和二十一年勅令第六十八号、そのことを言つております。

○岩間正男君 そうしますと、当然この六百七十八人については、これはどういふことになりますか、この原理は、いつきましては、若しそれが、このポツダム政令が廃止されるまでに解除になれば、当然これは適格審査のほうの元の規定で恩給受給権を回復いたしますし、若しこのポツダム政令が廃止されたあとに未解決のままで残るといふものが仮にあつたといつたとしても、そういたしますと附則第二項において、「この法律施行の日において公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。」と、こういうことになりましたので、どちらにいたしましたところで、恩給受給権は回復するといふのであります。

○岩間正男君 回復するといふのですね。わかりました。

○委員長(梅原眞隆君) それでは文部委員会を散会いたします。

午後三時二十六分散会

昭和二十七年四月十八日印刷

昭和二十七年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁